

「アラクロール」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 7 年 3 月 11 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

食品健康影響評価を依頼する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途消費者庁より、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価依頼が行われることとなる。

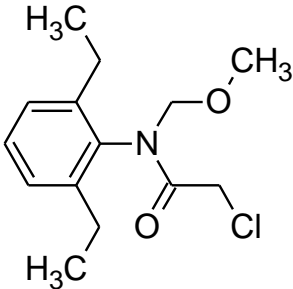
アラクロール

アラクロール

1. 今回の諮問の経緯

令和5年9月22日～27日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アラクロール (alachlor)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって植物を枯死させると考えられている。 (HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	1970年
	登録農薬数	6
	適用作物	はくさい、てんさい、ぶどう等
	使用方法	全面土壌散布、雑草茎葉散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：とうもろこし、乳等 カナダ：とうもろこし、乳等 欧州：ばれいしょ、豆類等 豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 3月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 4月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼</p> <p>【2】 平成23年 8月25日 食品健康影響評価結果を通知 平成24年 1月20日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼 平成25年 1月30日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成25年 3月18日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.01 mg/kg体重/日</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議